

平成28年9月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 5件
(うち太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)1件、電動工具(研磨機)1件、エアコン(室外機)1件、リチウム電池内蔵充電器1件、発電機(携帯型)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うちコンセント付洗面化粧台1件、エアコン(窓用)1件、電気カーペット1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201500089及びA201500868を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：柳川、平野、清重

電 話：03-3507-9204(直通)

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201600283	平成28年7月30日	平成28年8月29日	ガストーチ	RZ-730	新富士バーナー株式会社	火災 軽傷1名	露店で当該製品にカセットボンベを接続して使用中、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損し、1名が火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年8月18日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201500089	平成27年4月16日	平成27年5月7日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	DQ260MSCa	株式会社サニックス(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品の下に敷設されていた延長ケーブルの挟み込みによるケーブル芯線の半断線、又は延長ケーブル用コネクタの不具合による接続部での接触抵抗の増大により、異常発熱し出火したものと考えられるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。 なお、太陽光発電システムの設計、施工管理などを主体的に行っていた輸入事業者による施工状況の確認が不十分であったことも事故発生に影響したものと考えられる。	埼玉県	平成27年5月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201500868	平成28年3月9日	平成28年3月22日	電動工具(研磨機)	BDS-1000	リョービ株式会社(輸入事業者)	火災	学校で当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品はモーターの軸受に木屑等が容易に侵入可能な構造であり、モーター内部に木屑等が侵入した状態で当該製品の使用を続けたところ、モーターの軸受が固着し、異常発熱して周辺の可燃物から出火したものと推定される。 なお、当該製品が停止した際にスイッチを切らずにその場を離れたことも事故発生に影響したものと推定される。	山口県	平成28年3月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600282	平成28年8月18日	平成28年8月29日	エアコン(室外機)	SRCZ22E5J	三菱重工業株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	
A201600285	平成28年6月12日	平成28年8月29日	リチウム電池内蔵 充電器	JSA201	ベロフジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	宿泊施設の駐車場で当該製品を使用後、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成28年8月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年6月13日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201600288	平成28年8月13日	平成28年8月31日	発電機(携帯型)	DA-2400SSⅢ	デンヨー株式会社	火災	祭り会場で当該製品を投光器の電源として使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	宮城県	

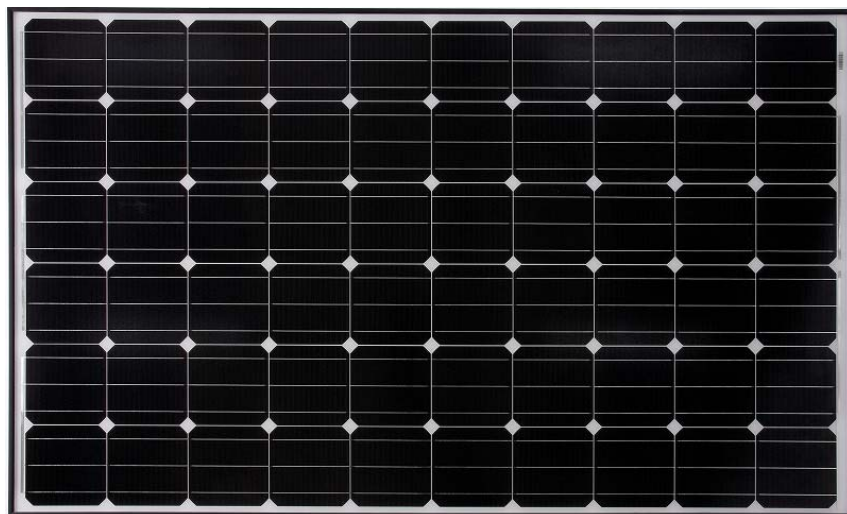
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600284	平成28年8月7日	平成28年8月29日	コンセント付洗面化粧台	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	
A201600286	平成28年8月18日	平成28年8月30日	エアコン(窓用)	火災 軽傷1名	コンテナ倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201600287	平成28年8月1日	平成28年8月31日	電気カーペット	火災 死亡1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年8月23日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

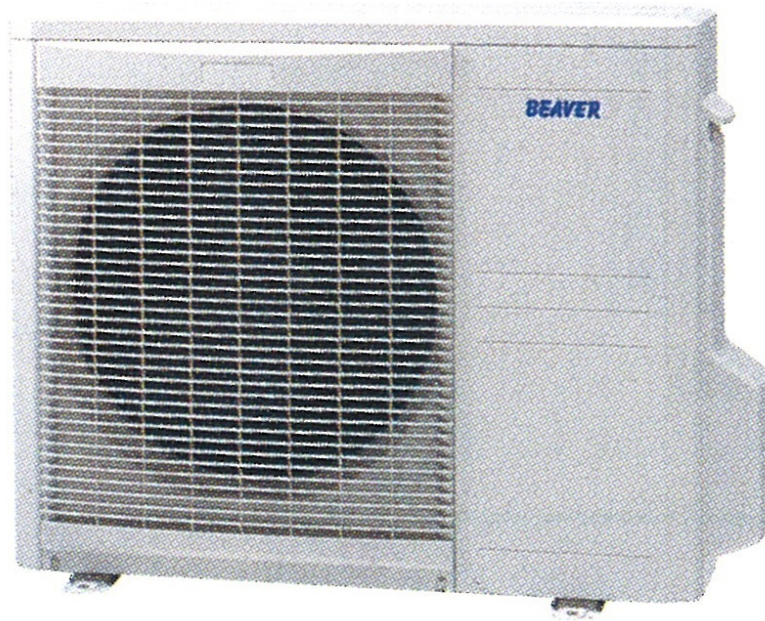
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用）（管理番号：A201500089）



電動工具（研磨機）（管理番号：A201500868）



エアコン（室外機）（管理番号：A201600282）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号：A201600285）



発電機（携帯型）（管理番号：A201600288）

